

地方独立行政法人新小山市民病院 第4期中期目標(素案)

前文

地方独立行政法人新小山市民病院(以下「法人」という。)は、平成25年4月1日の設立以来、近隣の大学病院や、近隣市町に在す14病院で構成する小山市近郊地域連携協議会を発足させ、地域の医療機関との連携を行ってきた。

令和3年度から令和6年度までの第3期中期目標期間においては、各種病院機能や災害拠点病院の指定を受け、名実ともに急性期地域中核病院としての土台が築かれた。

また、第3期中期目標期間中の、新型コロナウイルス感染症については、地方独立行政法人という公立病院の役割として、行政の感染症対策への助言やワクチン接種への協力、新型コロナウイルス感染症患者の受け入れなど、多岐にわたり尽力し、地域の医療確保へ大きく貢献した。

医師の働き方改革の施行や、急速に進む高齢化の影響による、救急医療のひっ迫、世界的な物価上昇や為替変動、労働人口減少の影響など、さまざまな外的状況に対応することが求められている。

このような状況を受け、法人が公立の地域支援病院として、質の高い医療サービスを提供するための人材を確保し、地域住民が求める診療を持続するために、以下の第4期中期目標を法人に示すものである。

第1 中期目標の期間

令和7年4月1日から令和11年3月31日までの4年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 公立病院としての役割の発揮と責務の遂行

(1) 救急医療への対応

地域の医療機関や消防との連携により、365日24時間の救急受入体制を維持し、一次救急医療機関及び三次救急医療機関との連携をはかり、県南医療圏における救急医療に対応すること。

(2) 災害時における機能の強化

地域災害拠点病院として、平時から災害医療に対応可能な体制の整備に努め、有事の際は小山市及び関係機関と連携し、必要な医療救護活動を積極的に実施するとともに、業務継続計画を適切に運用すること。

また、大規模災害の発生も見据え、平時から医薬品や衛生資材等の確保に努めること。

(3) 新興感染症への対応

新型コロナウイルス感染症へ対応した経験を活かし、新たな感染症発生時、自然災害との複合災害も念頭に入れ、地域医療の崩壊を防ぐため、関係機関と連携・協力しながら、医療提供体制を維持すること。

(4) 予防医療の充実

人間ドックや健診での質の高い検査技術・検査精度を保ち、パーソナルヘルスレコード導入など、受診者満足度の向上に努めるとともに、生活習慣病予防、がん、健康寿命の延伸等に関する健康講座等を開催し、予防医療に関する普及啓発を推進すること。

(5) 地域の中核医療機関、地域医療支援病院としての役割の発揮

地域の医療機関との病診、病病連携体制をより強化し、地域完結型の医療提供体制の中核を担うとともに、行政関係機関及び地域の介護・福祉施設等と連携・協力して地域包括ケアシステムの推進を図ること。

2 地域のニーズに応じた質の高い医療の提供

(1) 診療機能の整備

地域のニーズに応じた診療科の設置など、医療需要の質的及び量的変化や、新たな医療課題に適切に対応するために、患者動向や医療需要の変化に即して、総合診療医を始めとする質の高い医療人材の確保を図り、医療の充実に努めること。

(2) 急性期医療への対応

地域の中核的な医療機関として、各疾病における、急性期医療や専門医療の良質かつ安全な提供に努めること。

(3) 小児医療の充実

小児二次救急医療機関として、地域のニーズに応えられる小児医療体制を引き続き充実させ、一次救急医療機関及び三次救急医療機関との連携を推進し、小児救急の安定提供を継続させること。

(4) 周産期医療の対策

周産期医療提供のため、産婦人科常勤医師確保を目指すこと。

また、身近な医療圏で、安心して出産ができる体制構築を図るため、関係医療機関と連携を図り、産科スタッフの人員確保に努めること。

(5) 高度・専門医療を提供する人材の確保と育成

高度専門医療等の安定的な提供を図るため、医療従事者の確保及び定着を図ること。

また、職種ごとに教育・研修体制を充実させ、自己研鑽や研究のサポート、職員の各職務に関連する専門資格の取得を支援するとともに、資格を活かせる環境整備に努めること。

3 安全で信頼される医療の提供

(1) 医療安全管理及び感染対策の徹底

医療事故などを防止するため、業務改善や再発防止策を策定し、医療安全対策を徹底すること。

また、透明性の確保に努め、安全で質の高い医療を継続して提供し、平時から院内感染防止に関する職員教育を徹底すること。

(2) 患者とともに進める医療の推進とサービスの向上

患者の望む医療やケアの提供を行うため、アドバンスケアプランニング等の活用や、多職種の医療スタッフが連携する「チーム医療」体制の維持に努めること。

さらに医療DXに迅速に対応し、患者の利便性に繋がる院内環境の整備を行うと共に、職員の接遇の向上に努めること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 自律性・機動性・透明性の高い組織運営

(1) 組織マネジメントの強化

病院運営方針を明確にし、P D C Aサイクルを有効に活用することにより、目標達成に向け、変革を志向する組織風土を醸成しながら、組織マネジメントを強化すること。

(2) コンプライアンスの徹底

内部統制・監査室を中心に関係法令を遵守し、行動規範と職員倫理の意識高揚に努めること。

また、個人情報の保護や情報セキュリティ対策を適切に実施するとともに、情報公開や内部通報制度を適切に運用し、組織全体の透明性を確保すること。

2 働きやすく、やりがいのある病院づくり

(1) 職員のモチベーションアップへの取組の充実

やりがいをもって取り組める職場環境を確保し、職員の能力が十分に発揮できる組織づくり、制度づくりに取り組むこと。

また職員の健康維持・増進を図り、福利厚生制度を充実させ、安心して働き続けるための環境整備を図ること。

(2) 働き方改革への対応

職員の意識改革を行うとともに、D Xを促進し、業務を明確化させ、より効率的な総合的管理を行うこと。

職員の離職率を下げ、全職種における職員の定着率が上がる職場環境の整備に努めること。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 経営基盤の維持と経営機能の安定化

質の高い医療を安定して提供するため、培った経営基盤の維持に努めること。

内部留保、内部資本の充実を維持しつつ、戦略的な設備投資を行い、経営機能を一層強化することで、中期目標期間内における累計経常収支比率100%以上の達成に努めること。

2 収益の確保と費用の適正化

(1) 収益の確保

国の医療制度改革や診療報酬改定等、ならびに地域住民の医療ニーズや、患者動向の的確な把握と迅速な対応による収益確保に努めること。

また診療単価、病床稼働率、平均在院日数など収益確保に向けた数値目標の設定と進捗管理により、目標達成に向け、切れ目のない取り組みを行うこと。

(2) 費用の適正化

急性期病院としての役割を果たすために、要するコストを適切にコントロールするべく、診療材料や医薬品等の適切な調達・管理ならびに費用対効果の検討に努めること。

また医業収益に占める各種費用比率など、費用の適正化に向けた数値目標を設定し、経営状況の分析を随時行うこと。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 地域社会への貢献

(1) 地域社会との協働の推進

地域医療支援病院として、様々な情報発信媒体を活用し、各種医療情報の提供を行うことにより、地域住民の健康意識の醸成に寄与すると共に、地域の住民ボランティアも活用し「人が集まる病院」を目指すこと。

(2) 市政策への協力

小山市の地域医療を守り育てる条例(平成 26 年 9 月 29 日条例第 26 号)第 6 号に規定する法人の責務を踏まえ、今後も市施策や市事業に対し、積極的に協力すること。